

ひとりで悩まないで話してみませんか。

例えば、このような悩みを抱えていませんか。

どう対処したら
いいのかわからない

夫婦、家庭
子育てや
子どものこと

暴力
借金
離婚
人権侵害

ご近所
親戚 勤め先…
みんなとうまく
付き合いたい

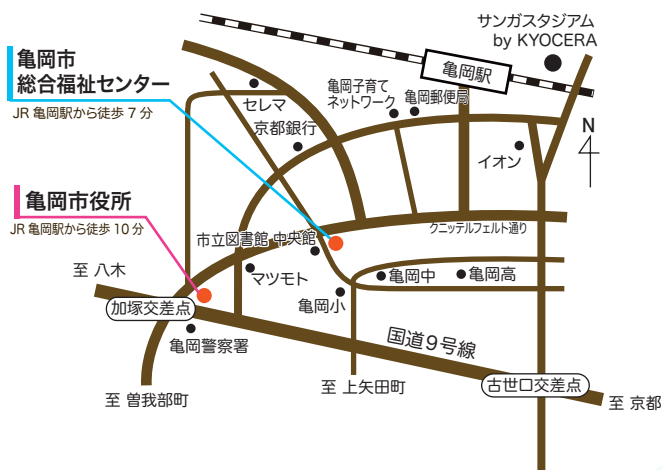
何だかうまくいかない
原因不明のイライラ
落ち込み

自分の体のこと
性的なこと

個人的なことだけ
聞いてほしい
こんなこと
誰にもいえない

自分に自信が
持てない
精神的に
疲れている

いつでも
あなたを応援します。
あなたがあなたらしく
生きていくために…。



亀岡市女性の相談室

フェミニストカレッジ
法律相談

亀岡市総合福祉センター
亀岡市内丸町45-1

一般相談

亀岡市人権啓発課（市役所内）
亀岡市安町野々神8

電話 0771-25-7171
FAX 0771-22-6372

2024年3月発行

亀岡市 女性の相談室



亀岡市

あなたが抱える問題は、
あなた自身の問題ではなく、
私たち女性みんなの問題です。



誰にも話せない

ひとりで悩みを抱えていませんか。
そんな悩みを思い切って話してみませんか？
自分自身のことや家庭のことを人に話すのは
とても勇気のいることですが、あなたの悩みを
一緒に考え、気持ちが少しでも楽になれる
ように、抱えている悩みの整理を
お手伝いします。



あなたのプライバシーは守ります
安心してお電話ください

予約・一般相談電話

0771-25-7171

【受付時間：月～金曜日 10:00～16:00】

- 相談は無料です。
- 女性相談支援員があなたの悩みをお聴きします。
- 必要に応じて他の機関をご紹介します。
- 託児・手話通訳・要約筆記が必要な方は
申し込み時にお申し出ください。

フェミニストカウンセリング

(相談時間の目安 一人 50分)

予約制

毎月第3木曜日・偶数月の第1土曜日
①10:30～ ②11:30～ ③12:30～
フェミニストカウンセラー（女性）がゆっくり
お話をお聞きし、心の整理をお手伝いします。

法律相談

(相談時間の目安 一人 30分)

予約制

毎月第2木曜日
①13:30～ ②14:10～ ③14:50～
偶数月の第4木曜日
①18:00～ ②18:40～ ③19:20～
女性の弁護士が法律上の問題にお答えします。
※同じ内容の相談は1回限りです。

一般相談

月～金曜日 10:00～16:00

夫婦や恋人のこと、DV、家庭不和、人間関係、
生き方などさまざまな悩みを女性相談支援員が
お聴きします。

(電話相談・面談相談)

■ **まず、お電話ください。**
0771-25-7171



●その他の相談窓口

相談名	内容	問合せ
常設相談	民事・家事・行政などの相談	市役所 市民課 市民相談係 電話 (0771) 25-5005
法律相談	弁護士が相談に応じます (予約制)	
相続相談	司法書士・税理士が相談 に応じます(月1回・予約制)	
行政相談	行政相談委員による相談 (月1回)	
消費生活相談	消費生活に関するさまざまな相談 消費生活センター(市民課内) 電話(0771)25-5005	
子育て相談	保健センター子ども家庭課 ・妊産婦・育児相談 電話(0771)24-5016 ・家庭児童相談・ヤングケアラー相談 電話(0771)25-5138	
特設人権相談	人権擁護委員による相談 (第2・第4月曜日) 市役所人権啓発課 電話(0771)25-5018	
生活相談 (生活困窮等)	経済的なこと、将来の不安、 生活の悩みなどの相談 亀岡市生活相談支援センター (安町釜ヶ前 23-5) 電話(0771)56-8039	
DV・女性相談	京都府家庭支援総合センター DV・女性相談専用電話(075)531-9910	
DV・ストーカー に関する相談等	京都府亀岡警察署 電話(0771)24-0110 緊急110	
社協の 福祉総合相談	家族のこと、認知症のこと、 ご近所のこと、その他生活に関すること などの相談 相談受付 電話(0771)23-5110 平日(月～金)9:00-16:30	

※ご相談については、各相談窓口へ直接ご連絡ください。